

(別紙4)

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名	和水町立病院						
プ ラ ン の 名 称	和水町立病院改革プラン						
策 定 日	平成 21年 3月 31日						
対 象 期 間	平成 21年度 ~ 平成 25年度						
病院の現状	病 院 名	和水町立国民健康保険和水町立病院					
	所 在 地	熊本県玉名郡和水町江田4040番地					
	病 床 数	98床(一般病床56床、療養病床42床)					
	診 療 科 目	内科、外科、整形外科、小児科、脳神経外科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域医療を担う公立病院として、経営基盤の安定化に努めながら、住民が安心して医療を受けられる医療環境の提供</li> <li>○救急告示病院としての機能強化</li> <li>○保健行政推進のための予防、健診など小児医療体制の充実</li> <li>○訪問看護等による地域包括的ケアシステム</li> <li>○各種健診業務を充実して疾病予防、健康保持を図る</li> </ul>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>総務省が定める、地方公営企業繰出金に基づき、一般会計において病院事業の一部に係る経費を負担している。現在、救急告示病院体制における医師等の待機、空床確保に対する経費や不採算地区病院に対する経費の繰出しが行われている。また、公立病院としての役割を果たす上で必要である経費については、一定の範囲で一般会計の負担とする。</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	97.1	101.4	100.9	102.9	106.1	
	職員給与費比率	67.9	69.8	69.8	68.5	64.9	
	病床利用率	71.2	78.7	72.8	74.6	75.7	
上記目標数値設定の考え方		<p>(経常黒字化の目標年度：20年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○経費抑制として、材料費の管理徹底、適正な人員管理の実施、業務の外部委託化など</li> <li>○経営安定のための常勤医師確保、病床利用率向上の施策</li> </ul>					

				団体名 (病院名)			
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
平均在院日数		22	20	20	19	19	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	○給食業務の外部委託を行い、人員と人件費の削減を図る(H22年度から予定)。				
		事業規模・形態の見直し	○現在、地方公営企業法の一部適用であるが、現段階においては経営改善を図りながら、H24年度に見直しを図る。				
		経費削減・抑制対策	○薬品及び診療材料の購入・使用・在庫等について、効率化と削減(薬品については、ジェネリック医薬品の採用促進を図る)に努める。				
		収入増加・確保対策	○常勤医師(整形外科)を確保し、診療体制を充実させる。 ○地域連携室を設置して、病床利用率の向上を図る。 ○差額ベッドの増床化				
		その他	○広報誌への情報掲載、ホームページの充実などにより、病院が提供できる医療業務や健康管理センターでの健診、人間ドックなど情報発信して利用促進を図る。 ○救急告示病院として、救急隊との連携を図り、安心と信頼の確保と患者受入向上に努める。 ○職員全員がコスト意識を持ち、全員参加型の病院経営を目指す。				
各年度の収支計画							
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	70.4%	18年度	68.7%	19年度	71.2%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	当院には、一般病床56床と療養病床42床の計98床がある。全体で見ると、18年度を除き70%以上を維持しているが、一般病床だけでは、60%台にとどまっている。今後状況を見ながらH24年度に病床数の削減を検討する。					

団体名  
(病院名)

和水町立病院

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当院は、有明医療圏に属しており、ほかに荒尾市民病院、公立玉名中央病院がある。県内の医師数は人口10万人当たり169.8人(H18年度末)、県内で6番目である。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	脳卒中、急性心筋梗塞、がん、糖尿病といった主要疾患(いわゆる4疾病)及び救急医療、小児医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療といった主要な事業(いわゆる5事業)における医療機関を始めとした関係者の役割を明確にして、医療提供体制を構築することを目指している。また、県北地域の公立4病院が単独で小児科医を確保することが難しいことから、4病院が協力して小児拠点機能を持つ病院の設置を目指す方向性を打ち出した。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> H24年度に結論	<内容> 有明医療圏には、当院を含め自治体病院が3つある。それぞれに、医師の確保や経営環境などの課題を抱えている。医療サービスは、単独の病院ではすべて行うことはできないものであり、地域全体でそのあり方を検討しなければならない。今後、関係機関と十分な協議を重ねて結論を出す。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> H24年度に結論	<内容>当院の経営形態は、地方公営企業法の財務規定等の一部適用をしている。経営の効率化を高め、経営に関する権限と責任を明確にするため、経営改善を図りながら今後検討していく。	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	改革プランについては、概ね年1回以上点検・評価を有識者や地域住民等の参加する「病院運営審議会」で行い、ホームページ等で公表する。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年9月頃		
その他特記事項				

(別紙)

団体名 (病院名)	和水町立病院
--------------	--------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	797	810	855	868	871	870
	(1) 料 金 収 入	640	659	670	688	686	685
	(2) そ の 他	157	151	185	180	185	185
	うち他会計負担金	82	86	123	116	136	132
	2. 医 業 外 収 益	94	37	29	27	30	22
	(1) 他会計負担金・補助金	22	12	20	18	21	13
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金						
	(3) そ の 他	72	24	9	9	9	9
	経 常 収 益 (A)	891	847	884	895	901	892
	入	1. 医 業 費 用 b	853	834	848	864	854
(1) 職 員 給 与 費 c		552	550	597	606	597	565
(2) 材 料 費		92	97	107	113	115	114
(3) 経 費		169	150	104	103	103	102
(4) 減 価 償 却 費		40	37	40	42	39	38
(5) そ の 他							
2. 医 業 外 費 用		40	38	24	23	22	22
(1) 支 払 利 息		32	30	14	13	12	12
(2) そ の 他		8	8	10	10	10	10
経 常 費 用 (B)		893	872	872	887	876	841
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	-2	-25	12	8	25	51	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)						
	特別損益(D)-(E) (F)	0	0	0	0	0	0
純 損 益 (C)+(F)	-2	-25	12	8	25	51	
累 積 欠 損 金 (G)	-362	-387	-375	-367	-342	-291	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	594	588	565	599	690	773
	流 動 負 債 (イ)	33	30	33	33	33	33
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)						
差引 不良債務(オ)	-561	-558	-532	-566	-657	-740	
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)							
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	99.8	97.1	101.4	100.9	102.9	106.1	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	-70	-69	-62	-65	-75	-85	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	93.4	97.1	100.8	100.5	102.0	106.2	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	69.3	67.9	69.8	69.8	68.5	64.9	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	-1	-1	-1	-1	-1	-1	
病 床 利 用 率	68.7	71.2	78.7	72.8	74.6	75.7	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=(「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること  
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=(「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	和水町立病院
--------------	--------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債		255	15	44			
	2. 他会計出資金	36	39	47	54	35	36	
	3. 他会計負担金							
	4. 他会計借入金							
	5. 他会計補助金		10	2				
	6. 国(県)補助金							
	7. その他							
	収入計(a)	36	304	64	98	35	36	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)							
	前年度許可債で当年度借入分(c)							
	純計(a)-(b)+(c)(A)	36	304	64	98	35	36	
	支 出	1. 建設改良費	3	36	38	74	30	30
		2. 企業債償還金	51	288	61	64	57	59
		3. 他会計長期借入金返還金						
4. その他								
支出計(B)		54	324	99	138	87	89	
差引不足額(B)-(A)(C)		18	20	35	40	52	53	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	18	20	35	40	52	53	
	2. 利益剰余金処分額							
	3. 繰越工事資金							
	4. その他							
計(D)		18	20	35	40	52	53	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)		0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)								
実質財源不足額(E)-(F)		0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(72,038) 131,149	(64,351) 118,015	( ) 132,520	( ) 125,514	( ) 144,537	( ) 143,562
資本的収支	( ) 35,544	(10,505) 38,696	( 2,625 ) 50,105	( ) 54,486	( ) 35,463	( ) 36,438
合計	(72,038) 166,693	(74,856) 156,711	( ) 182,625	( ) 180,000	( ) 180,000	( ) 180,000

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。